

「令和7年度愛媛県原子力防災訓練に係る運営支援及び訓練評価業務」
公募型プロポーザル募集要項

この要項は、「令和7年度愛媛県原子力防災訓練に係る運営支援及び訓練評価業務」を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和7年度愛媛県原子力防災訓練に係る運営支援及び訓練評価業務

(2) 業務の内容

別添「令和7年度愛媛県原子力防災訓練に係る運営支援及び訓練評価業務仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）

(4) 委託契約額の上限

22,440,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「4 企画提案の参加申込資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めたと者として随意契約を締結する。

3 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課（愛媛県庁第一別館3階）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-941-2111（代表） 089-912-2340（直通）

FAX番号 089-931-0888

メールアドレス genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

4 企画提案の参加申込資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められている業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産

法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

- (4) 企画提案書の受領の期限の日前 6 か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 過去 3 年の間に、国又は地方公共団体等が発注する同種・類似の事業の受託実績があること。

5 プロポーザル実施に係るスケジュール（予定）

- (1) 募集要項等の掲載開始日及び参加申込書受付期間
令和 7 年 6 月 30 日（月）から 7 月 14 日（月）まで
- (2) 実施内容等に関する質問書の提出期間
令和 7 年 6 月 30 日（月）から 7 月 7 日（月）まで
- (3) 実施内容等に関する質問内容及び回答事項のホームページ掲載日
令和 7 年 7 月 10 日（木）
- (4) 参加資格の確認結果の通知
令和 7 年 7 月 16 日（水）
- (5) 企画提案書の受付期間
令和 7 年 7 月 16 日（水）から 7 月 22 日（火）まで
- (6) 審査会
令和 7 年 7 月下旬

6 募集要項等の配布

- (1) 募集要項等の掲載期間
令和 7 年 6 月 30 日（月）から 7 月 14 日（月）まで
- (2) 募集要項等の配布方法
募集要項等は、(1) の間、愛媛県ホームページの発注情報において閲覧することができる。
※愛媛県ホームページ (<https://www.pref.ehime.jp/index.html>)

7 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加申込書（様式 1）及び同種業務等の実績表（様式 2）を提出すること。

なお、提出期間中に参加申込書及び同種業務等の実績表を提出していない者は、企画

提案に参加することはできない。

(1) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより「3 担当部局及び連絡先」へ提出すること。

郵送の場合は、書留により送付すること。

なお、押印を省略して提出する場合に限り、電子メールで提出することができる。電子メールで提出する場合は、各提出様式をPDF形式で下記の3者あてにTo 又はCc で送付すること※Bcc 不可。

- ・ 県事務担当者
- ・ 県事務担当責任者
- ・ 参加申込者の上席者

(支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員等)

※電子メールでの提出を希望する場合は、県事務担当者及び県事務担当責任者のメールアドレスについて、電話等で問い合わせること。

(2) 提出期間

持参による場合は、令和7年6月30日(月)から7月14日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで)とする。

なお、郵送又は電子メールによる場合は、7月14日(月)の17時15分までの必着とする。

(3) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、7月22日(火)の17時15分までに、辞退届(様式3)を提出すること。

8 質問の受付

本業務の募集要項等に質疑のある場合は、質問票(様式4)をword形式により作成し、電子メールに添付のうえ、「3 担当部局及び連絡先」へ送付のこと。

なお、指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、電子メール以外の方法による質疑には回答しない。

(1) 受付期間

令和7年6月30日(月)から7月7日(月)17時15分まで

(2) 回答方法

愛媛県ホームページにおいて令和7年7月10日(木)までに回答を掲示する。

愛媛県ホームページ (<https://www.pref.ehime.jp/index.html>)

9 企画提案書の提出

(1) 提出物及び提出部数

- | | |
|------------------|---------|
| ① 企画提案提出書(様式5) | 1部 |
| ② 法人・団体の概要書(様式6) | 正1部、副7部 |
| ③ 企画提案書(様式7) | 正1部、副7部 |

(2) 企画提案書の作成方法

記述はできる限り平易な表現(図表等を含む)を用いるとともに、用紙はA4判を基本とし、次の点に留意して作成すること。

- ① 企画提案書のページ数は20ページ程度とすること。
- ② 業務実施計画
業務全体についての事業計画を記載すること。また、当該業務を実施するに当たっての行程及び作業手順、基本的な取組方針等について記載すること。
- ③ 構成案
ア 業務の実施体制イメージ
イ 要員の配置案、教育体制
- ④ 事業者の同種又は類似業務の実績
過去3年間に実施した同種又は類似業務の主要な実績を記載すること。
- ⑤ 見積書
見積書の様式等は指定しないが、単価及び数量など、内訳を記載すること。なお、見積金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により「3 担当部局及び連絡先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留により送付すること。※電子メール不可

(4) 提出期間

持参による場合は、令和7年7月16日(水)から7月22日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで)とする。なお、郵送による場合は、令和7年7月22日(火)の17時15分までの必着とする。

(5) 留意事項

- ① 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- ② 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

10 最優秀提案者の選定

(1) 選定の手続き等

- ① 提案書を提出した者(以下「提案者」という。)の中から最優秀提案者を選定するため、令和7年度愛媛県原子力防災訓練に係る運営支援及び訓練評価業務委託事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を開催する。
- ② 審査会における審査は書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングとする。ただし、企画提案者が5者を超えない場合は、1次審査(書面審査)は行わないものとする。

- ③ 審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）については、次のとおり実施する。
 - ア 実施日時 令和7年7月下旬（詳細は別途通知する。）
 - イ 実施場所 愛媛県庁内会議室
 - ウ 説明時間 プレゼンテーションは15分以内とし、ヒアリングは10分程度とする。
 - エ 説明者 本業務に従事予定の管理技術者1名及びその他の者2名以内とする。
- ④ 審査会は、非公開とする。また、提案者は、他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。
- ⑤ 審査会でのプレゼンテーションは、企画提案書の内容についてのみ行うこと。なお、審査会で企画提案書の投影を希望する場合は、電子データをCD又はメールにより、「9（4）提出期間」に掲げる企画提案書の提出期間内に「3 担当部局及び連絡先」まで提出すること。
- ⑥ 審査会は、上記の審査により最優秀提案者を選定する。審査結果に対する異議申立ては受け付けられないものとする。

(2) 選定の評価基準

別添「評価基準」のとおり。

11 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については通知しない。

12 契約方法

- (1) 選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って、必要に応じ、契約内容についての協議・調整を行い、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第45号）第152条の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第154条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 別添、仕様書（案）は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が調わない場合は、その選定を取り消すとともに、審査会で協議の上、会長が契約交渉の相手方を決定し、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。
- (5) 契約書作成の要否
別添「委託契約書（案）」により契約書を作成するものとする。

14 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 電子契約を希望する場合は、7（2）に示す期間に電子メール（genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp）にて様式8「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

13 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最終限度の範囲で複写することがある。